

公立大学法人奈良県立医科大学と株式会社タカトリが 産学連携に関する包括協定を締結しました

このたび、公立大学法人奈良県立医科大学（理事長：吉岡章）と株式会社タカトリ（代表取締役社長：北村吉郎）は、教育、研究及び開発等の分野で連携・協力し、相互の発展に資するため、平成25年6月10日に株式会社タカトリ本社において、本学吉岡章理事長と株式会社タカトリ代表取締役社長が出席して調印式を開催し、両者の間で産学連携に関する包括協定を締結しました。

記

<協定の概要>

（1）目的

相互の資源（人的・物的資源、知的財産等）を出し合い、新たなイノベーションの創出に取り組み、学術及び産業の振興と地域の発展に寄与する。

（2）連携する事項

- ①教育及び人材育成に関すること
- ②研究、開発に関すること
- ③施設の利用に関すること
- ④地域貢献に関すること
- ⑤その他、双方が必要と認める事項

（3）連携協議会の設置

（2）に掲げる事項を円滑に推進するため、双方の関係者で構成する連携協議会を設置

（4）有効期間

協定締結より3年間。ただし、期間満了の1か月前までに、相手側から更新しない旨の意思表示がない限り、同一内容により契約を3年間更新し、その後も同様とする。



調印後、協定書を披露する本学吉岡理事長（左）と株式会社タカトリ北村代表取締役社長



調印式出席者（後列左から本学熊井スポーツ医学講座教授、小西産学官連携推進センター長、(株)タカトリ北村代表取締役社長、増田取締役営業本部長、前列左から本学吉岡理事長、(株)タカトリ高鳥代表取締役会長）

公立大学法人奈良県立医科大学と株式会社タカトリとの

産学連携に関する包括協定書

公立大学法人奈良県立医科大学（以下「甲」という。）と株式会社タカトリ（以下「乙」という。）は、教育、研究及び開発等の分野で連携・協力し、相互の発展に資するため、次のとおり包括協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が包括的な連携のもと、相互の資源を出し合い、新たなイノベーションの創出に取り組むことで、学術及び産業の振興と地域の発展に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、次に掲げる事項について連携・協力するものとする。

- （1）教育及び人材育成に関すること
- （2）研究、開発に関すること
- （3）施設の利用に関すること
- （4）地域貢献に関すること
- （5）その他、双方が必要と認める事項

（連携協議会）

第3条 前条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、連携協議会を設置する。

（秘密保持）

第4条 甲及び乙は、第2条各号の連携・協力により相手方から提供された情報（文書、電磁的記録その他情報の形態を問わず、その複製物及び提供された情報を基に作成された資料を含む。）を、相手方の事前の承諾なく第三者に開示若しくは漏洩し又は第1条に規定する目的以外の目的で利用してはならない。ただし、次に挙げる情報を除く。

- （1）相手方から提供を受けたときに既に公知となっていたもの、又は相手方からの提供後、自らの故意又は過失によらずして公知となったもの
- （2）相手方から提供を受けたときに既に保有していたもの、又は相手方から提供を受けた後にその情報を開示する正当な権限を有する第三者から入手したもの
- （3）相手方から提供を受けた後、提供を受けた情報によらず独立して開発したもの
- （4）法令により開示を求められたもの

2 甲及び乙は、第2条各号の連携・協力にかかる交渉内容について、相手方の事前の承諾なく第三者に開示又は漏洩してはならない。

3 甲及び乙は、本協定が第6条に定める有効期間の満了又は第7条による解除により効力を失った後も、前二項による秘密保持の義務を負う。

(返還等)

第5条 甲及び乙は、相手方から提供された資料の返還請求があった場合には、速やかにこれに応じるものとし、提供された資料の複製物及び提供された情報に基づいて作成された資料については、破棄その他の方法により再利用ができないよう処分しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、相手方から提供を受けた日から5年を経過した後は、相手方の承諾を得ることなく資料を廃棄することができる。

(有効期間)

第6条 この協定は、協定書締結日から発効し、有効期間は3年間とする。ただし、有効期間満了の前月末日までに相手側から協定を更新しない旨の書面による意思表示があった場合を除き、本協定は3年間更新され、その後も同様とする。

(協定の解除)

第7条 甲又は乙は、相手側に対して1か月前までに書面による意思表示をなすことにより、相手側に何らの責任を負うことなく本協定を解除することができる。

(細目)

第8条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、甲、乙が協議して定めるものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

平成25年6月10日

(甲) 奈良県橿原市四条町840番地

(乙) 奈良県橿原市新堂町313番地の1

公立大学法人 奈良県立医科大学

株式会社 タカトリ

理事長 吉岡章

代表取締役社長 北村吉郎